



# 「国民健康保険限度額適用認定証」をご利用ください

## 高額な医療費の窓口支払を軽減できます

国民健康保険加入者の医療費が、入院や外来の診療などで高額になる場合、「限度額適用認定証」や「高齢受給者証」などを提示することで、一つの医療機関などでの1か月ごと窓口支払額（保険診療分）を自己負担限度額までにとどめることができます。（1か月当たり自己負担限度額は、所得などに応じて異なります）

また、住民税非課税世帯の方は「標準負担額減額認定証」を提示することにより、食事代も合わせて減額になります。

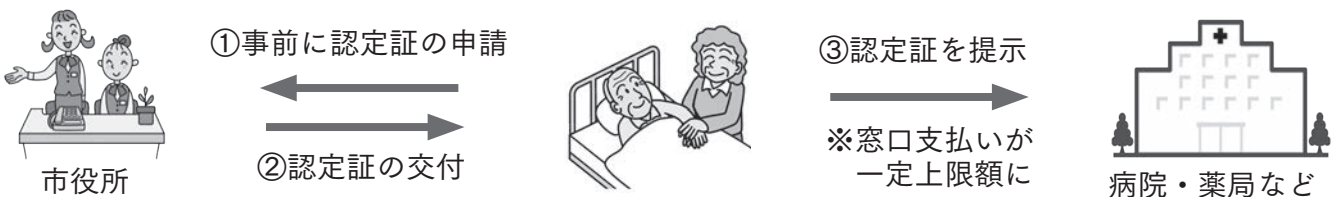
## 認定証の交付は事前に申請が必要です

70歳未満の方と70歳以上の非課税世帯などの方が、認定証の交付を受けるに当たっては、福祉課または豊田支所地域振興課の窓口で、事前に申請をしてください。

ただし、所得の申告などをされていない場合、自己負担限度額の適用区分判定ができないため、申告などを済ませていただいてからでないと認定証を交付できない場合があります。

なお、70歳以上75歳未満で、現役並みに所得がある方と一般の方は、「高齢受給者証」を提示することで、自己負担限度額までの支払いとなりますので、申請の必要はありません。

## 限度額適用認定証を利用する場合の流れ



## 加入・脱退手続きをお忘れなく

国民健康保険に加入していた方が、新たに勤務先の健康保険に加入された場合や、勤務先を離職、退職などされた方で、社会保険の任意継続をしない場合は、市民課、福祉課または豊田支所地域振興課の窓口で国民健康保険の加入・脱退の手続きが必要となります。

### 手続きの際に必要なもの

#### ◆脱退（勤務先の健康保険に加入された方）

- ・勤務先から発行された健康保険証（本人と被扶養者分）
- ・市の国民健康保険証
- ・届け出する方の印鑑と運転免許証など

#### ◆加入（勤務先を離職、退職などされた方）

- ・勤務先で発行される健康保険離脱証明書など
- ・届け出する方の印鑑と運転免許証など
- ・年金手帳（20～64歳の方）
- ・年金証書（60～64歳の方）

### 社会保険などの扶養の手続き

ご家族に勤務先の健康保険などに加入している方がいる場合、国民健康保険に加入されている方が、ご家族の扶養となり、勤務先の健康保険などに加入できる場合があります。勤務先の健康保険などの加入により、国民健康保険税の負担が軽減される場合もあります。

なお、各保険者ごとに要件が異なりますので、勤務先の健康保険の担当者にご相談ください。

- 被扶養者となれる主な認定基準
- ・60歳未満で、年間収入が130万円未満の方
  - ・60歳以上で、年間収入が180万円未満の方
  - ・障害年金の受給要件に該当し、年間収入が180万円未満の方

### 問い合わせ先

福祉課国保医療係 ☎（22）2111（内線296）

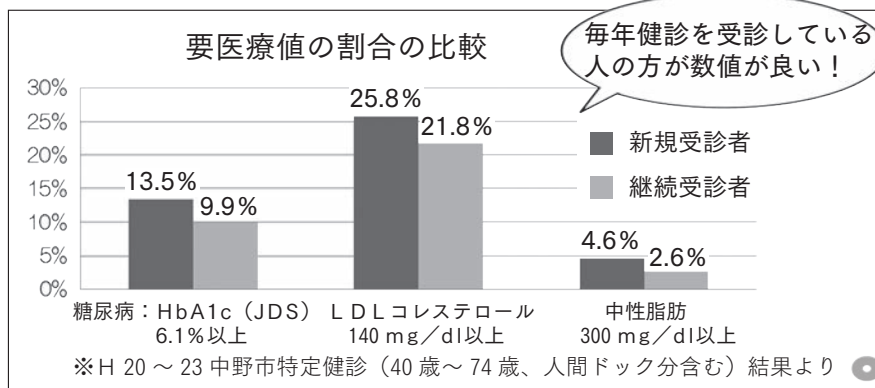
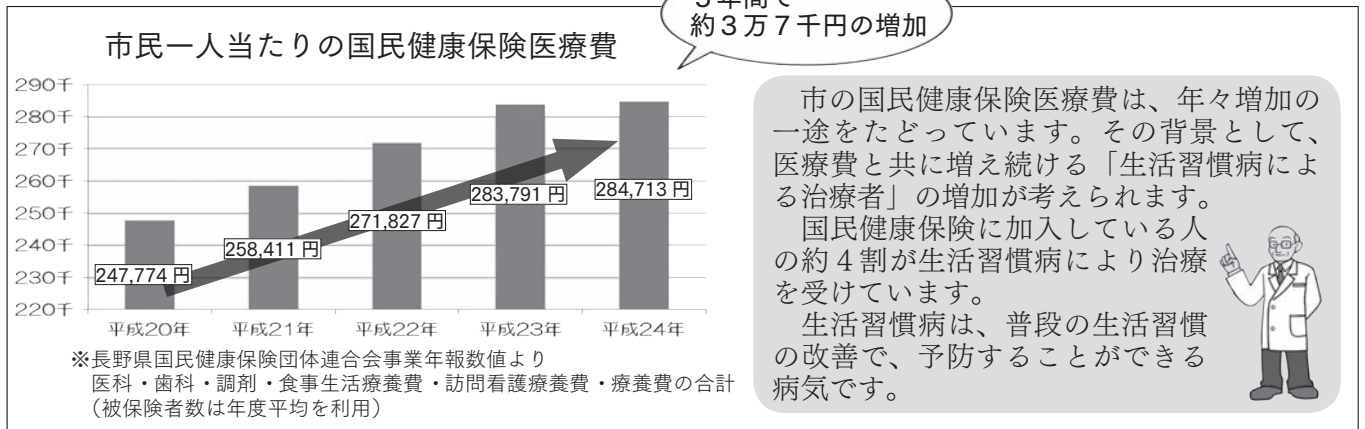
地域振興課市民生活係（豊田支所内） ☎（38）3111（内線131）



No.28

# 健康広場「なかの」

## 増え続ける中野市の医療費



特定健診の「新規受診者」と「毎年継続して受診している人」では継続受診者の方が、血液検査数値が良い傾向にあります。これは、継続して健診を受けることで、身体の異常に早く気が付くことができ、生活改善や医療機関受診につながるためと考えられます。

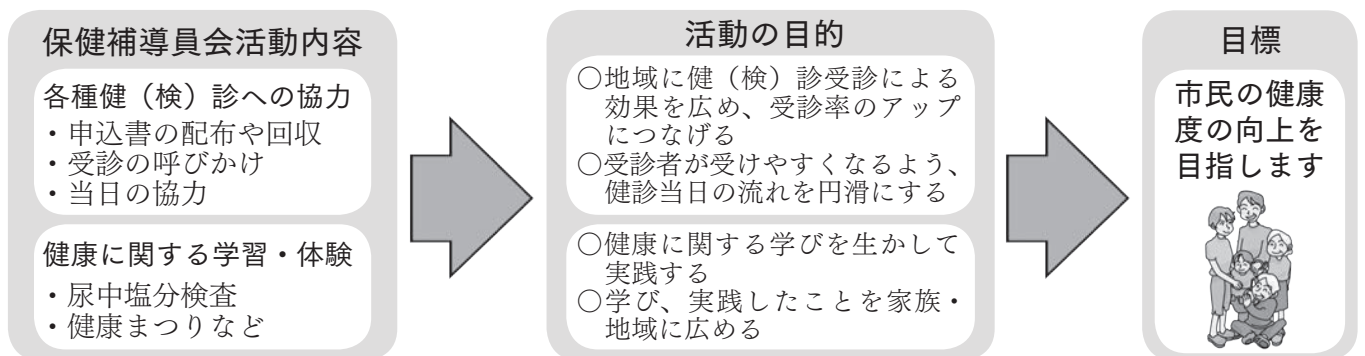


## 医療費削減に効果的！毎年の健診受診

継続して特定健診を受診すると、生活習慣病を未然に防ぐことができ、一人一人の医療費も少なくて済みます。その結果、全体の医療費の削減につながり、保険料(税・掛金)の増加を抑制し、個人の経済的負担も少なくて済みます。

医療の発達により平均寿命が伸び、高齢まで人生を送れるようになりましたが、誰もが「健康な状態」で長寿を目指したいものです。毎年健診を受診し生活習慣を見直すことは、自分の健康を維持し、生活の質を高めるために大切なことです。より良い生活のために健診受診に努めましょう。

## 健康長寿を支える保健補導員 ～2年任期で各区から選出された480人が決まりました～



問い合わせ先

健康づくり課健康管理係 (中野保健センター内) ☎ (22) 2111 (内線242)